

各指定居宅介護支援事業所の開設者
各指定介護予防支援事業所の開設者
各指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の開設者
各指定第1号事業（通所介護相当サービス）所の開設者

伊万里市長寿社会課長 佐々木 慎二
(公印省略)

令和8年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について（通知）

日頃から介護保険行政の推進について、格別の御協力を賜り感謝申し上げます。
標記の件について、行政手続法第36条に基づき、下記のとおり令和8年度の集団指導を実施することとしましたので、御確認のうえ受講をお願いします。
なお、令和8年度の指定第1号事業所の対象者については、県の集団指導の受講対象となっている事業所（県指定の通所介護又は訪問介護を運営）で、市指定第1号事業を併せて運営している事業所は除くこととし、市指定第1号事業のみを運営している事業所を集団指導の受講対象に変更しております。
資料につきましては、後日、市ホームページに掲載する予定としておりますので、事前に印刷のうえお持ちください（資料の掲載日については決まり次第お知らせします。）。

記

- 1 開催日 令和8年10月9日（金）
2 場所・時間

(1) 伊万里市役所 大会議室（本館4階）

	時間帯	サービス
1	13:15～14:15	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
2	14:30～15:30	地域密着型通所介護、 <u>第1号事業（通所介護相当サービス）</u>
3	15:45～16:45	居宅介護支援、介護予防支援

(2) 伊万里市役所 第3会議室（本館3階）

	時間帯	サービス
1	10:30～11:30	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	13:15～14:15	(介護予防) 認知症対応型通所介護
3	14:30～15:30	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
4	15:45～16:45	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※開始10分前から受付を行います（各サービス共通）

3 対 象 者

- (1) 伊万里・有田地区の指定居宅介護支援事業所の管理者等
- (2) 伊万里・有田地区の指定介護予防支援事業所の管理者等
- (3) 伊万里・有田地区の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の管理者等
- (4) 伊万里・有田地区の指定第1号事業所のうち、通所介護相当サービスのみを実施している事業所の管理者等

※会場の都合上、出席者は各事業所1名とさせていただきます。

4 指 導 内 容

介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容等

5 そ の 他

- (1) 当日は、伊万里市ホームページ掲載の集団指導資料を印刷の上ご持参ください。
- (2) 当日は、事前に必要事項を入力し印刷した「出席票」を、受付に提出してください。
- (3) 集団指導への参加がない場合は、集団指導を受講していないものとして、優先的に運営指導を実施する場合があります。
- (4) やむを得ず当日出席できない場合はご相談ください。
- (5) 指導内容への質問については後日まとめて回答しますので、質問票に記入し、電子メール、郵送又はFAXにて提出してください。

6 掲 載 場 所

【伊万里市のトップページ>組織から探す>健康福祉部・長寿社会課>介護事業者の方へ
>令和8年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について】

(※現在、資料の準備中です。)

<問合先>

伊万里市長寿社会課 介護給付係

〔居宅介護支援〕 松尾

〔地域密着型〕 前田

〔総合事業〕 前田

TEL : 0955-23-2154

FAX : 0955-22-7844

Email:kaigo-kyufu@city.imari.lg.jp